

議 決 事 項

公告第1号

諸規則等の一部改正及び制定について

宮城県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険診療報酬審査委員会規則（平成26年規則第3号）の一部を次のように改正する。
第10条第5項を削る。

第12条第1項中「、非常勤専門員、再審査部会の部会員及び専門科再審査委員」を「及び非常勤専門員」に改め、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、日額の報酬額は、委員の出席日数のうち次の各号のいずれかに該当する日がある場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算することができる。

(1) 6時間を超えて従事した日がある場合 1日につき24,000円

(2) 全員協議会に出席した日がある場合 1回につき5,000円

別表第1中

「

非常勤専門員	日額 22,000円
再審査部会の部会員	月額 17,000円
専門科再審査委員	月額 5,000円

」を

「

非常勤専門員	日額 22,000円
--------	------------

」に改める。

別表第2再審査部会の部会員の項職務手当の額の欄中「7,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規程の一部を改正する規程

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規程（平成19年規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「概ね16日から4日間」を「概ね18日から5日間」に改める。

第8条中「1日目から3日目」を「1日目から4日目」に、「4日目は」を「5日目は」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則（平成9年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表を次のように改める。

職名	職務
参事	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を総括整理する。
技術参事	上司の命を受け、専門的技術に係る重要事項についての企画及び立案に参画し、技術的事項を総括整理する。
副参事	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、又は参事を補佐する。
技術副参事	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、又は技術参事を補佐する。
主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた困難な事項を処理する。
技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた困難な事項を処理する。
主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。
主査	上司の命を受け、特定事項についての調査及び研究に当たり、並びに担当事務を処理する。
技術主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査及び研究に当たり、並びに担当事務を処理する。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（宮城県国民健康保険団体連合会職員の任用に関する規則の一部改正）

2 宮城県国民健康保険団体連合会職員の任用に関する規則（平成13年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「主事」の次に「又は技師」を、「主査」の次に「又は技術主査」を、「主幹」の次に「又は技術主幹」を、「副参事」の次に「又は技術副参事」を、「参事」の次に「又は技術参事」を加える。

宮城県国民健康保険団体連合会退職者医療共同事業拠出金規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会退職者医療共同事業拠出金規則（昭和 60 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「端数を」を「端数が」に、「四捨五入する」を「切り捨てる」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則（平成 20 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 3 号」を「第 2 号」に、「支払い」を「支払」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則（平成 12 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第 2 条第 1 項中「同じ。）」の次に「、第 1 号事業支給費（同条第 4 項に規定する第 1 号事業支給費をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「給付費」の次に「、第 1 号事業支給費」を加え、同条第 3 項中「給付費」の次に「、第 1 号事業支給費」を加え、「指定居宅サービス事業者等（請求省令第 1 条第 4 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下同じ。）又は総合事業受託者（請求省令第 1 条第 4 項に規定する総合事業受託者をいう。以下同じ。）」を「請求事業者（請求省令第 4 条第 1 項に規定する請求事業者をいう。以下同じ。）」に、「指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」を「請求事業者」に改め、同条第 4 項中「指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」を「請求事業者」に改め、「給付費」の次に「、第 1 号事業支給費」を加え、同条第 5 項中「指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」を「請求事業者」に改め、「給付費」の次に「、第 1 号事業支給費」を加える。

第 3 条中「給付費」の次に「、第 1 号事業支給費」を加える。

第 4 条中「連合会から介護給付費」の次に「、第 1 号事業支給費」を加え、「指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」を「請求事業者」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」を「請求事業者」に改め、同条第 3 項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に、「附則第 2 条第 2 項」を「附則第 2 条第 3 項」に改め、「介護給付費請求書」の次に「又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書」を加え、「給付費請求書」を「給

付費請求書等」に、「当該給付費請求書」を「当該給付費請求書等」に改める。

第6条第2項中「給付費請求書」を「給付費請求書等」に、「指定居宅サービス事業者等名簿等」を「請求事業者名簿等」に、「指定居宅サービス事業者等が」を「請求事業者が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「指定居宅サービス事業者等名簿等」を「請求事業者名簿等」に、「指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」を「請求事業者」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

電子情報処理組織による請求は、当該電子情報について電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）等を確認することにより、請求事業者が提出したものであることを確認する。

第7条第1項及び第2項中「指定居宅サービス事業者等及び総合事業受託者」を「請求事業者」に改め、同条第3項中「給付費請求書」を「給付費請求書等」に、「当該指定居宅サービス事業者等」を「当該請求業者」に改める。

第8条の見出し中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改め、同条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に、「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第10条中「指定居宅サービス事業者等及び総合事業受託者」を「請求事業者」に改める。

第12条中「翌月」の次に「の原則として」を加え、「の依頼をし、指定居宅サービス事業者等及び総合事業受託者」を「を依頼し、請求事業者」に改める。

第13条の見出し中「給付費」の次に「、第1号事業支給費」を加え、同条中「介護予防・日常生活支援総合事業費請求額通知書」を「介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書」に改め、「翌月」の次に「の原則として」を、「当該介護給付費」の次に「、第1号事業支給費」を加える。

第14条中「給付費」の次に「、第1号事業支給費」を、「月の」の次に「原則として」を加える。

第15条、第16条第1項並びに第17条第1項及び第3項中「指定居宅サービス事業者等及び総合事業受託者」を「請求事業者」に改める。

第19条第1項中「給付費」の次に「、第1号事業支給費」を加え、同条第2項中「介護予防・日常生活支援総合事業費に係る電子情報又は記録事項」を「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規則（平成12年規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査委員会規則

第1条中「介護給付費審査委員会（以下「給付費審査委員会」という。）」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第2条第1項、第3条第1項及び第2項、第4条（見出しを含む。）、第5条、第9条、第10条並びに第12条中「給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

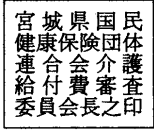
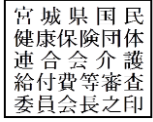
附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会公印規程の一部を改正する規程

宮城県国民健康保険団体連合会公印規程（平成13年規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表職印の項中「介護給付費審査委員長印」を「介護給付費等審査委員長印」に、

「」を「」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則（平成18年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「前年度の1月1日から当該年度」を「当該年度の前年度の1月1日から当該年度の」に、「高額医療費」を「医療費」に改める。

第5条第1項第1号中「前年度」を「当該年度の前年度」に、「が30万円を超えるものの、8万円を超え80万円までの部分の額の合算額（宮城県が広域化等支援方針において特別の額を定めたときは、特別の額を超えるものの、80万円）」を「の80万円」に、「得た額。」を「得た額（」に、「当該合算額（宮城県が広域化等支援方針において特別の額を定めたときは、当該得た額）」を「当該得た額」に、「当該市町村」を「当該会員市町村」に、「下記Ⅰの式により」を「付録に定める第1号算式によって」に、「下記Ⅱの式により」を「付録に定める第2号算式によって」に、「すること」を「する」に改め、Ⅰ及びⅡを削り、同項第2号中「前年度」を「当該年度の前年度」に、「当該市町村」を「当該会員市町村」に、「下記Ⅲの式により」を「付録に定める第3号算式によって」に、「下記Ⅳの式により」を「付録に定める第4号算式によって」に、「すること」を「する」に改め、Ⅲ及びⅣを削る。

第8条第1項中「高額医療費共同事業事務費拠出金」の次に「（以下「拠出金」という。）」を加える。

第9条第1項中「次の①に掲げる式により」を「付録に定める第5号算式によって」に、「②の式により」を「付録に定める第6号算式によって」に改め、①及び②を削り、同条第2項を次のように改める。

2 各会員市町村が毎年度納付する高額医療費共同事業拠出金は、付録に定める第7号算式によって算定した額（以下「標準高額医療費共同事業拠出金」という。）を基準として、当該事業の実施に係る資金の借入に要した費用、

公益社団法人国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業に係る拠出金及び交付金並びにその他の事項を勘案して連合会が定める。

第9条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、保険財政共同安定化事業拠出金に係る概算拠出の期別の額は、第1期から第3期までにあつては12分の1に相当する額に100分の105を乗じて得た額、第4期から第9期までにあつては12分の1に相当する額とし、高額医療費共同事業拠出金に係る概算拠出の期別の額は、第1期から第3期までにあつては12分の1に相当する額に100分の110を乗じて得た額、第4期から第9期までにあつては12分の1に相当する額とする。

第10条中「及び高額医療費共同事業事務費拠出金」を削り、「次の各号の式により」を「付録に定める第8号算式によって」に改め、各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 各会員市町村が毎年度納付する高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、付録に定める第9号算式によって算定した額とする。

第14条第2項中「基金」を「積立資産」に改める。

附則の次に次の付録を加える。

付録（第5条、第9条、第10条関係）

第1号算式（保険財政共同安定化事業交付金）

$A \times B / C + D \times E / F$

Aは、当該年度の前年度の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額（3か月分）とする。

Bは、当該年度の前年度の1月1日から同年度の3月31日までの当該会員市町村の前期高齢被保険者に係る拠出対象額とする。

Cは、当該年度の前年度の当該会員市町村の前期高齢被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額（当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額）並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要した費用の額との合計額の12分の3に相当する額とする。

Dは、当該年度の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額（9か月分）とする。

Eは、当該年度の4月1日から同年度の12月31日までの当該会員市町村の前期高齢被保険者に係る拠出対象額とする。

Fは、当該年度の当該会員市町村の前期高齢被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額（当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額）並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要した費用の額との合計額の12分の9に相当する額とする。

第2号算式（保険財政共同安定化事業交付金（前期高齢者交付金がある場合））

$G \times B / C + H \times E / F$

Gは、当該年度の前年度の前期高齢者交付金の額（3か月分）とする。

Bは、第1号算式のBに同じ。

Cは、第1号算式のCに同じ。

Hは、当該年度の前期高齢者交付金の額（9か月分）とする。

E は、第 1 号算式の E に同じ。

F は、第 1 号算式の F に同じ。

第 3 号算式（高額医療費共同事業交付金）

$$A \times I / C + D \times J / F$$

A は、第 1 号算式の A に同じ。

I は、当該年度の前年度の 1 月 1 日から同年度の 3 月 31 日までの当該会員市町村の前期高齢被保険者に係る 80 万円超合算額とする。

C は、第 1 号算式の C に同じ。

D は、第 1 号算式の D に同じ。

J は、当該年度の 4 月 1 日から同年度の 12 月 31 日までの当該会員市町村の前期高齢被保険者に係る 80 万円超合算額とする。

F は、第 1 号算式の F に同じ。

第 4 号算式（高額医療費共同事業交付金（前期高齢者交付金がある場合））

$$G \times I / C + H \times J / F$$

G は、第 2 号算式の G に同じ。

I は、第 3 号算式の I に同じ。

C は、第 1 号算式の C に同じ。

H は、第 2 号算式の H に同じ。

J は、第 3 号算式の J に同じ。

F は、第 1 号算式の F に同じ。

第 5 号算式（保険財政共同安定化事業拠出金）

$$K \times 1 / 2 \times a / b + K \times 1 / 2 \times M / N$$

K は、保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額とする。

a は、当該会員市町村の当該年度の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数とする。

b は、宮城県内すべての会員市町村の当該年度の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数とする。

M は、当該会員市町村の当該年度の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額とする。

N は、宮城県内すべての会員市町村の当該年度の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額とする。

第 6 号算式（標準保険財政共同安定化事業拠出金）

$$K \times \alpha \times \beta \times a / b + K \times \alpha \times (1 - \beta) \times 0 / P \times K \times (1 - \alpha) \times M / N$$

K は、第 5 号算式の K に同じ。

α は、基準割合とする。

β は、被保険者拠出割合とする。

a は、第 5 号算式の a に同じ。

b は、第 5 号算式の b に同じ。

0 は、当該会員市町村の当該年度の前々年度の一般被保険者の総所得金額等の合計額とする。

P は、宮城県内すべての会員市町村の当該年度の前々年度の一般被保険者の総所得金額等の合計額の合計とする。

Mは、第5号算式のMに同じ。

Nは、第5号算式のNに同じ。

第7号算式（標準高額医療費共同事業拠出金）

$Q \times R / S$

Qは、高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額とする。

Rは、当該会員市町村の当該年度の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額とする。

Sは、宮城県内すべての会員市町村の当該年度の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額とする。

第8号算式（保険財政共同安定化事業事務費拠出金）

$T \times a / b$

Tは、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業に関する事務の処理に要する費用の見込額とする。

aは、第5号算式のaに同じ。

bは、第5号算式のbに同じ。

第9号算式（高額医療費共同事業事務費拠出金）

$U \times a / b$

Uは、当該年度における連合会の高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用の見込額とする。

aは、第5号算式のaに同じ。

bは、第5号算式のbに同じ。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則の一部を改正する規則（平成25年規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則（平成18年規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 平成27年度における保険財政共同安定化事業拠出金の概算拠出に係る第2期から第9期までの期別の額は、第9条第3項後段の規定にかかわらず、12分の1に相当する額に100分の85を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則（平成 9 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（組織等の特例）

第 3 条の 2 臨時若しくは特別の事務又はこの規則で定める組織により処理することが不適当な事務については、別に定めるところにより本部、室、委員会等を設け、処理させることがある。

附 則

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室設置規程

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室設置規程を次のように制定する。

（設置）

第 1 条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行による新たな国民健康保険制度（以下「新国保制度」という。）が平成 30 年 4 月 1 日から開始されることに伴い、新国保制度の施行に的確に対応するとともに、保険者の支援に向けた取組みの強化を図るため、宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則（平成 9 年規則第 2 号。以下「組織規則」という。）第 3 条の 2 の規定に基づき、事務局に新国保制度対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（係）

第 2 条 対策室に、別に定めるところにより係を置くことができる。

（分掌事務）

第 3 条 対策室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）新国保制度への移行に係る総合的企画及び調整に関すること。
- （2）その他新国保制度への移行に関すること。

（職及び職務）

第 4 条 対策室に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職 名	職 務
室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長補佐	上司の命を受け、室の事務を整理し、室長を補佐する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、組織規則第 4 条第 2 項に定める職を置くことができる。

（雑則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、対策室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(事務決裁規程の準用)

- 2 宮城県国民健康保険団体連合会事務決裁規程（平成 9 年規程第 3 号）第 4 条及び第 5 条の規定は対策室の室長の服務及び年次有給休暇並びに対策室の分掌事務に係る事務局長及び事務局次長の専決事項について、第 6 条第 1 項の規定は対策室の室長の専決事項について、第 8 条第 4 項の規定は対策室の室長の代決について準用する。この場合において、これらの規定中「課長」とあるのは「室長」と、「課」とあるのは「室」と、「課長補佐」とあるのは「室長補佐」と読み替えるものとする。

(公印規程の準用)

- 3 宮城県国民健康保険団体連合会公印規程（平成 13 年規程第 5 号）別表の規定は、対策室の室長印について準用する。この場合において、「課長印」とあるのは「室長印」と読み替えるものとする。

(文書規程の準用)

- 4 宮城県国民健康保険団体連合会文書規程（平成 13 年規程第 4 号）第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 17 条まで、第 21 条第 1 項、第 23 条第 2 項及び第 3 項、第 24 条、第 25 条、第 29 条、第 31 条、第 33 条、第 36 条、第 38 条、第 39 条、第 44 条並びに第 45 条の規定は、対策室の文書事務について準用する。この場合において、これらの規定中「各課」とあるのは「各課（室を含む。以下同じ。）」と、「課長補佐」とあるのは「課長補佐（室長補佐を含む。以下同じ。）」と、「課長」とあるのは「課長（室長を含む。以下同じ。）」と、「課」とあるのは「課（室を含む。以下同じ。）」と、「主管課」とあるのは「主管課（室を含む。以下同じ。）」と、「主管課長」とあるのは「主管課長（室長を含む。以下同じ。）」と、「各課長」とあるのは「各課長（室長を含む。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

(職員の育児休業等に関する規程の準用)

- 5 宮城県国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規程（平成 4 年規程第 3 号）第 4 条第 1 項、第 4 条の 2、第 8 条第 1 項、第 11 条の 2 並びに第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定は、対策室に所属する職員の育児休業等について準用する。この場合において、これらの規定中「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

(コンプライアンス規程の準用)

- 6 宮城県国民健康保険団体連合会コンプライアンス規程（平成 27 年規程第 1 号）第 6 条第 3 項第 1 号の規定は、対策室の室長について準用する。この場合において、同号中「各課長」とあるのは「各課長（室長を含む。）」と読み替えるものとする。

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室の設置に伴う関係規則の準用に関する規則

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室の設置に伴う関係規則の準用に関する規則を次のように制定する。

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室（以下「対策室」という。）の設置に伴い、対策室の室長等の任用及び給与並びに支出負担行為並びに職員のサービスの取扱いについての関係規則の規定の準用に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮城県国民健康保険団体連合会職員の任用に関する規則の準用)

第2条 宮城県国民健康保険団体連合会職員の任用に関する規則(平成13年規則第8号)別表第1の規定は、対策室の室長又は室長補佐の職務について準用する。この場合において、同表中「課長」とあるのは「室長」と、「課長補佐」とあるのは「室長補佐」と読み替えるものとする。

(宮城県国民健康保険団体連合会職員給与規則の準用)

第3条 宮城県国民健康保険団体連合会職員給与規則(平成13年規則第7号)第36条第2項及び別表第2の規定は、対策室の室長に支給する管理職員特別勤務手当及び管理職手当について準用する。この場合において、同項及び同表中「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

(宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則の準用)

第4条 宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則(平成13年規則第5号)第11条第6項、第12条第2項、第13条第1項、第16条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第24条及び第41条の規定は、対策室に所属する職員の服務について準用する。この場合において、これらの規定中「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

(宮城県国民健康保険団体連合会財務規則の準用)

第5条 宮城県国民健康保険団体連合会財務規則(平成11年規則第2号)第5条第1項の規定は、対策室の室長がする契約その他の行為について準用する。この場合において、「各課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会情報管理適正委員会規程

宮城県国民健康保険団体連合会情報管理適正委員会規程を次のように制定する。

(設置)

第1条 宮城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則(平成18年規則第2号)第21条第2項及び宮城県国民健康保険団体連合会情報公開に関する規則(平成18年規則第3号)第17条第1項の規定により理事長から諮問された事項について調査審議するため、宮城県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に情報管理適正委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者に対する意見聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第7条 委員会は、不服申立人から申立てがあったときは、当該不服申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。
(意見書等の提出)

第8条 不服申立人は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第9条 不服申立人は、委員会に対し、委員会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 委員会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
(会議の非公開)

第10条 委員会の会議は、公開しない。

(答申書の送付)

第11条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人に送付する。

(秘密の保持)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第13条 委員会の会議に出席した委員には、報酬として出席1回につき11,600円を支給する。

- 2 委員に対する費用弁償については、連合会の職員の例による。
(庶務)

第14条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

公告第2号

平成26年度各種会計歳入歳出補正予算

平成26年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算
（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ634,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,975,270千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度国保運営資金融資特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,073千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ455,254千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度一般会計歳出補正予算（第4号）

（歳出予算の補正）

- 第1条 歳出予算の2款「総務費」を3,500千円減額し、3款「事業費」を4,850千円減額し、7款「予備費」を8,350千円増額する。
- 2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳出予算の金額は、別表「歳出予算補正」による。
-

平成26年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,329千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,591,840千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成26年度保険者協議会関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ440千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,690千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第6号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ908千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ922,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳出補正予算（第3号）

（歳出予算の補正）

- 第1条 歳出予算の1款「総務費」を5,500千円減額し、7款「予備費」を5,500千円増額する。
- 2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳出予算の金額は、別表「歳出予算補正」による。
-

平成26年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,026,514千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成26年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳出補正予算（第4号）

(歳出予算の補正)

- 第1条 歳出予算の1款「総務費」を30,100千円減額し、2款「審査委員会費」を1,700千円増額し、8款「予備費」を28,400千円増額する。
- 2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳出予算の金額は、別表「歳出予算補正」による。
-

平成26年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳出補正予算（第3号）

(歳出予算の補正)

- 第1条 歳出予算の1款「総務費」を2,150千円減額し、5款「予備費」を2,150千円増額する。
- 2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳出予算の金額は、別表「歳出予算補正」による。
-

平成27年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,001千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,027,771千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成27年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,353,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,196,608千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成27年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,826千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,817千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,062,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,952,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,196,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度国保運営資金融資特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会国保運営資金融資特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ511千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,628,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度保険者協議会関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会保険者協議会関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別

表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,458千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,244,214千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」
-

平成27年度職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,216千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成27年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,043千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ762,785千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,820,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,348,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者自立支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,430千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による

平成27年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,721,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,927,122千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,657千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ800,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療

診療報酬支払勘定) 歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,504,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)
歳入歳出補正予算(第1号)

平成27年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) 歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ916,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「第155条第1項第1号」を「第155条第1項」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第4項第1号の2中「による」の次に「第1号事業支給費の請求に関する審査及び支払並びに」を加え、同項第2号中「又は地域密着型介護予防サービス」を「若しくは地域密着型介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービス」に改め、同項第3号中「サービス及び指定介護予防支援」の次に「その他法令又は通知で定めるサービス」を、「介護予防支援事業者」の次に「その他法令又は通知で定める事業者」を加える。

第6章の2の章名中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第39条の2の見出しを(介護給付費等審査委員会)に改め、同条第1項中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改め、「担当者」の次に「又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者」を加え、同条第2項中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する

○会務運営関係

- ①通常総会・理事会・監事会・三役会議
- ②国保問題調査研究委員会
- ③市町村国保主管課長・国保組合事務（局）長会議
- ④外部監査

○国保制度長期安定化への対策

- ①国保制度改善強化全国大会への参画及び決議事項の実行運動
- ②県国保運営協議会連絡会との連携
- ③国保関係予算対策実行運動の実施
- ④新・国保3%推進運動の推進

○医療費適正化対策の強化

- ①審査業務の充実強化
- ②国保診療報酬審査委員会の円滑な運営
- ③柔道整復療養費審査委員会の円滑な運営
- ④保険者支援事業の推進

○保健事業の積極的な推進

- ①保険者協議会の活用による広域的な保健事業の実施
- ②地域医療と保健対策事業の充実
- ③保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化

○介護保険関係業務の推進

- ①関係機関との連携・強化
- ②介護給付適正化対策事業の保険者支援の推進
- ③一拠点集約化システム及び保険者支援システム等の効率的運用
- ④介護給付費審査委員会の円滑な運営
- ⑤苦情受付処理体制の整備及び苦情処理業務の充実強化
- ⑥障害者総合支援関係業務の推進
- ⑦年金特別徴収経由機関事務の円滑な運用
- ⑧高額医療・高額介護合算制度の円滑な実施

○情報処理技術の向上と運用効率化の推進

- ①国保総合システムと本県独自システムの効率的運用

②後期高齢者医療請求支払システム等業務の推進

○被災市町に対する継続的支援

①沿岸市町に対する重点的支援活動の実施

○その他の共同目的達成事業等

①関係組織の事業振興と連絡協調

②県単独事業等協力

③共同印刷、資料提供等

○他機関主催事業への参加等

①国民健康保険中央会関係

②東北地方国保協議会関係

③全国国保診療施設協議会関係

④宮城県関係

公告第4号

平成26年度各種会計歳入歳出決算

[\(平成26年度各種会計決算状況のとおり\)](#)

財産目録

[\(別表のとおり\)](#)

公告第5号

OCRシステム運用業務等に係る債務負担行為

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成11年規則第2号）第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内容		
		期間	金額	期間	金額	特定財源		一般財源
						国・県支出	その他	
OCR運用(運用・保守)業務について平成30年度までに180,000千円を限度として支払うものとする。	千円 180,000		千円	H28 ～ H30	千円 180,000	千円	千円	千円 180,000
後期高齢者医療請求支払システム運用(運用、保守)業務について平成30年度までに48,000千円を限度として支払うものとする。	48,000			H28 ～ H30	48,000			48,000